

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	使用料の不徴収、減免及び還付
根拠法令及び条項	蓮田市営駐車場設置及び管理条例 第7条、第8条、第9条 蓮田市営駐車場設置及び管理条例施行規則 第12条、第13条
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>■蓮田市営駐車場設置及び管理条例 （使用料の不徴収） 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合には、使用料を徴収しない。 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車 (2) 当該駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用料を徴収することを不相当と認める自動車 （使用料の減免） 第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。 （使用料の還付） 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、駐車場を利用する者（第13条において「利用者」という。）の責めに帰することができない理由により駐車場を利用することができないと市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>■蓮田市営駐車場設置及び管理条例施行規則 （使用料の不徴収） 第12条 条例第7条第3号の市長が使用料を徴収することを不相当と認める自動車は、次に掲げる自動車とする。 (1) 別表第2に掲げる駐車場の区分に応じ、同表の施設名の欄に掲げる施設（次号並びに次条第1項第2号及び第3号において「特定施設」という。）の公務を行うために使用する自動車 (2) 駐車場又は特定施設の維持管理に係る業務を行う者が当該業務のために使用する自動車 （使用料の減免） 第13条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 当該駐車場付近において市の職員が公務を行うために利用するとき 全額 (2) 利用者（定期券利用者を除く。）が特定施設を自ら使用し、又は利用した</p>

<p>とき（次号に該当するときを除く。） 駐車時間 1 時間までの全額</p> <p>（3）利用者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、主務大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限り、定期券利用者を除く。）が、特定施設（市営第 1 駐車場にあっては、中央公民館に限る。）を自ら使用し、又は利用し、かつ、当該身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものとして市長が特に認めるものを提示したとき 駐車時間 2 時間までの全額</p> <p>2 条例第 8 条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、様式第 9 号の使用料減額・免除申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の承認は、利用者の駐車券に、認証機による認証をすることにより行うものとする。</p>			
審査基準 設定年月日	令和 6 年 4 月 1 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<p>■ 有(第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。)</p> <p>期間 (1 4 日)</p> <p>□ 無(根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当)</p>		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。